

## 環境配慮推進状況評価表（事業種別）

部局名： 県土整備部

事業種名： 道路の整備

### 1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

県土整備部では、「安心安全を実現し災害に強い県土づくり」、「首都圏を支える県土づくり」、「豊かな暮らしを実現する県土づくり」を目指すべき道づくりの基本的方向として、道路の整備を進めているところである。

これらの基本的方向性のもと、工事の施工にあたっては低騒音型、低排出ガス型の機械を使用する、舗装工については、排水性、透水性舗装を採用するとともに、再生材料を積極的に採用する等の環境配慮を行っている。

### 2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

路床改良にあたっては、建設副産物の削減のため再生処理を行った。

### 3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

体系的な道路網の整備による交通の円滑化を図ることにより、自動車排ガスによる大気汚染の改善や自動車騒音の低減などの沿道環境の改善や自然環境との調和に配慮した道路整備を進めており、引き続きこれらの方針に基づいて事業を進めていくこととしている。

### 4 課題

（環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。）

道路の整備には、計画から完成まで長い期間を要するため、周辺環境への配慮については事業実施中の影響等も考慮しながら事業を進める必要がある。

### 5 事業一覧

（様式第1号により個別評価を行った事業を列挙する。）

別表 - 2のとおり

別表 - 2  
個別評価事業一覧

事業年度：平成27年度

部局名：県土整備部

事業種名：道路の整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	一般県道根岸本町線（環状中央通り線）	施行段階	11	10	90.90909091	
	合計		11	10		

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 県土整備部

課・所・室名 さいたま県土整備事務所

事業の種類	道路の整備	事業名	一般県道根岸本町線（環状中央通り線）
事業の規模	2車線 延長0.3km	実施場所	川口市地内（市街地地域）
計画期間	平成4年度～平成30年度	段階	施工段階
事業の概要： 川口駅周辺の渋滞を緩和するため、環状道路を施工した。施工区間はすべて市街地である。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- ・ 工事の施工にあたっては、低騒音型、低排出ガス型の機械を使用した。
- ・ 路床改良にあたっては、建設副産物の削減のため、再生処理を行った。
- ・ 舗装工については、排水性、透水性舗装を採用するとともに、再生材料を積極的に採用した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・ 現在、電線共同溝を整備しており、工事中に支障となる植栽は今後検討する予定。

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

# 別表 - 1 2 道路の整備に関する環境配慮方針

事業名		一般県道根岸本町線（環状中央通り線）										
基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	地域別				配慮時期				チェック		
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
<b>基本的配慮事項 1</b>												
円滑な交通の流れを確保しつつ、自動車交通に伴う大気汚染の防止に配慮する。												
個別事項	広域ネットワークの整備により交通流の整序化を図る。											
	バイパスなどの整備により交通の分散化を図る。											
	工事の計画的な執行に努める。									✓	✓	
	右折帯の設置や立体交差化等によるボトルネックの解消により交通流の円滑化を図る。											
	総合交通体系の確立を図る。											
	VICS（道路交通情報通信システム）、ETC（ノンストップ自動車料金収受システム）などを促進する。											
	わかりやすい案内標識の設置を推進する。									✓	✓	
国道や主要県道の4車線化により交通の円滑化を図る。												
TDM（交通需要マネジメント）を促進する。												
<b>基本的配慮事項 2</b>												
高規格道路等の整備に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。												
個別事項	地形変更の少ないルート、縦横断計画、構造を検討する。											
	遮音壁、環境施設帯の設置を検討する。											
	環境の保全と創造に効果的な道路緑化を推進する。											
<b>基本的配慮事項 3</b>												
大気汚染、騒音、振動等による沿道の生活環境への影響に配慮する。												
個別事項	低騒音舗装の採用を推進する。											
	バイパスなどの整備により交通の分散化を図る。【再掲】											
	多径間橋りょうの連続化を図る。											
	環境対策型建設機械の採用を図る。									✓	✓	
	工事施工中の粉じん対策を図る。									✓	✓	
	環境の保全と創造に効果的な道路緑化の推進を図る。									✓		
	右折帯の設置や立体交差化等によるボトルネックの解消により交通流の円滑化を図る。【再掲】											
国道や主要県道の4車線化により交通の円滑化を図る。【再掲】												
<b>基本的配慮事項 4</b>												
地域の水循環の保全に配慮する。												
個別事項	透水性舗装など雨水浸透施設の採用を推進する。											

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		地域別				配慮時期				チェック	
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 5</b> 再生資源の利用を推進する。											
個別事項	建設副産物の削減とリサイクルを推進する。									✓	✓
	樹木材料の再利用を推進する。										
	建設発生土の再利用を推進する。									✓	✓
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。									✓	✓
	日頃適切な補修管理に努めるとともに、道路改築や補修時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。										
<b>基本的配慮事項 6</b> 効率的な物流体系の整備の推進に配慮する。											
個別事項	地域物流拠点整備を支援する道路の整備を推進する。										

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		地域別				配慮時期				チェック	
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 地域の健全な生態系の維持に配慮する。											
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。										
	ビオトープ創造等により野生生物の生息・生育空間の確保に努める。										
	動物の移動経路の確保、ロードキル対策を検討する。										
	希少種の移植等による代替生息地の確保を検討する。										
	汚水・濁水・土砂の流出防止に努める。									✓	✓
	工用道路の植栽復元を図る。 夜間照明の工夫を検討する。									✓	✓

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		地域別				配慮時期				チェック	
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 2</b> 良好な樹林地その他の緑地、沿道の自然景観、歴史的環境等の保全に配慮する。											
個別事項	周辺環境に配慮したデザインの採用を検討する。										
	法面勾配・法尻の処理・ラウンディングについて検討する。										
	表土の保全と活用を図る。										
	郷土種を基本とした植栽樹種の選定を図る。										
	地形改変の少ないルート、縦横断計画、構造を検討する。【再掲】										
	法面、坑口周辺、擁壁、遮音壁の緑化を検討する。 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては記録の保存等を行う。										
<b>基本的配慮事項 3</b> 道路緑化を推進し、県内の拠点となる緑地をつなぐ役割に配慮する。											
個別事項	道路緑化を推進する。									✓	

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進		地域別				配慮時期				チェック	
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 情報を県民等に適切に提供しよう努める。											
個別事項	環境影響評価の公表を推進する。										
	道路環境に関する情報などの提供に努める。										
実施率 (b / a (%))										合計 (a)	合計 (b)
81.8										11	9

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。